

ギャンブル依存症対策に関する意見書

ギャンブル依存症はWHO（世界保健機関）が認定する精神疾患であり、厚生労働科学研究結果によると、日本国内におけるギャンブル依存症者は536万人と推計されている。

ギャンブル依存症はコントロール障害なので、ギャンブルをやめたくてもやめられない状態に陥り、金銭面・人間関係・仕事・家庭が破綻し、その現実を受け入れることができず、結果的に多重債務や窃盗等の犯罪など多くの問題行動につながることもある。しかし、ギャンブル依存症者とその家族に病識がないことが多いため、なかなか治療に結び付かない。

また、ギャンブル依存症という病気への認知・理解が進んでおらず、自己責任論で片づけられがちで、日本国内で多くのギャンブル依存症者やその家族は社会的孤立状態に追い込まれ苦しんでいるが、専門の回復施設は国内でもわずかで、施設の運営は民間団体が限られた資金の中で行うなど、対策はほとんど取られていないのが実情である。

国、地方自治体が積極的にギャンブル依存症対策に取り組む体制や仕組みづくりが急務であることから、ギャンブル依存症対策費を確保し、回復プログラムや治療施設を整備し、ギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族を支援する対策を講ずるとともに、予防教育や啓発活動が必要である。

以上のことから、次の事項について要望する。

- 1 ギャンブル依存症に悩む当事者や家族に対して、ギャンブルによる収益の一部をギャンブル依存症対策費に充てるなどし、予防を含む回復に向けた十分なギャンブル依存症対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月9日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣